

鉄道事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 鉄道事業の休廃止の届出
 手続根拠 : 鉄道事業法第28条第1項、第28条の2第1項、第5項、鉄道事業法施行規則第42条、第42条の7、第79条
 手続対象者 : 鉄道事業者
 提出時期 : 鉄道事業の全部若しくは一部を休止又は廃止しようとするとき
 提出方法 : 事業の継続認可申請書を作成し、当該事業の関する土地を管轄する地方運輸局（事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課へ提出して下さい。
 手数料 : なし
 添付書類・部数 : 鉄道事業法施行規則に定める書類・各一部
 第四十二条 法第二十八条又は法第二十八条の二第一項の規定により鉄道事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所
 二 休止し、又は廃止しようとする路線
 三 休止又は廃止の予定日
 四 休止の届出の場合には、休止の予定期間
 五 休止又は廃止を必要とする理由
 2 前項の届出書（廃止の届出に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 廃止しようとする事業の現況等を記載した書類
 二 廃止しようとする事業に係る鉄道線路を第二種鉄道事業者に使用させている場合には、当該第二種鉄道事業者との間の廃止に係る調整等の経過を記載した書類
 三 その他運輸大臣が関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するに当たって参考となる事項を記載した書類
 第四十二条の七 法第二十八条の二第五項の規定により鉄道事業の廃止の日の繰上げの届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の廃止繰上届出書を提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所
 二 廃止の日を繰り上げようとする路線
 三 法第二十八条の二第一項の規定により届け出た廃止の予定日
 四 繰上げ後の廃止の予定日
 申請書様式 : なし
 記載要領・記載例 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道課又は当該事業の関する土地を管轄する地方運輸局（事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局鉄道部監理課 011-290-2731
 東北運輸局鉄道部監理課 022-291-7526
 新潟運輸局鉄道部監理課 025-244-6117
 関東運輸局鉄道部監理課 045-211-7239
 中部運輸局鉄道部監理課 052-952-8030
 近畿運輸局鉄道部監理課 06-6949-6439
 中国運輸局鉄道部監理課 082-228-8797
 四国運輸局鉄道部監理課 087-835-6359

九州運輸局鉄道部監理課 0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道課又は当該事案の
 関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の
 管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄
 する地方運輸局）鉄道部監理課

3 . 手続情報
 審査基準 : なし
 標準処理機関 : なし
 不服申立方法 : なし